

氏名	末崎 比呂義
学位の種類	博士（コミュニティ福祉学）
報告番号	乙第372号
学位授与年月日	2024年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第2項該当
学位論文題目	ニュージーランドにおける親権者による体罰の社会問題過程 —刑法第59条の2007年改正を対象事例として—
審査委員	(主査) 木下 武徳 (立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科教授) 湯澤 直美 (立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科教授) 藤井 敦史 (立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科教授) 坪 洋一 (東京都立大学大学院人文科学研究科 教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

序章

- 第1節 問題の所在
- 第2節 ニュージーランドの2007年刑法59条改正を対象事例とする意義
- 第3節 研究の仮説と目的
- 第4節 先行研究
- 第5節 分析枠組み
- 第6節 研究方法と論文構成

第1章 Joel Best の社会問題過程—マイノリティの視点から

第1節 社会問題の構築主義アプローチの系譜とその特徴

- 1 社会問題の機能主義からラベリング理論への展開
- 2 Spector と Kitsuse の社会問題の構築主義アプローチ
- 3 Spector と Kitsuse による社会問題の自然史モデル仮説
- 4 オントロジカル・ゲリマンダリングからの社会問題の構築主義への批判

第2節 マイノリティの視点からみる Best の社会問題過程とレトリック

- 1 マイノリティがクレイム申し立て者である場合の効果的な受け手の同定
- 2 クレイムのレトリック(コア・フレーミング・タスク)
- 3 政策形成のレトリックとフレーム(クレイム)調整
- 4 政策の影響と公平な評価調査

第2章 マイノリティの意見を反映させる NZ の政治制度

第1節 NZ の政党

- 1 国民党(National Party)
- 2 労働党(Labour Party)
- 3 緑の党(Green Party of Aotearoa New Zealand)
- 4 マオリ党(Māori Party)

第2節 NZ の選挙制度

- 1 単純小選挙区制(FPP)と混合議席比例制(MMP)
- 2 連立多数派政権と連立少数派政権

第3節 NZ の立法過程

- 1 NZにおける立法過程と特別委員会の位置づけ
- 2 市民主導の国民投票(CIR)

第4節 NZの旧刑法59条改正の事例考察

第3章 NZの旧刑法59条改正に向けたNGOによる子どもの権利擁護運動

—フレーミング分析の視点から

第1節 子ども委員の事務所の設立背景とその役割

- 1 子ども委員の事務所が設立された背景
- 2 子ども委員の事務所の役割

第2節 旧刑法59条改正に向けたNGOによる子どもの権利擁護運動

- 1 EPOCH
- 2 その他の主要なNGO
- 3 NGOの連携と運動

第3節 EPOCHによるコア・フレーミング・タスク

- 1 EPOCHによる診断的フレーミングと動機づけフレーミング
- 2 EPOCHによる予測的フレーミング

第4節 反対派による対抗フレーミングと賛成派によるフレーム変換

- 1 反対派による対抗フレーミングと世論
- 2 世論と賛成派によるフレーム変換

第4章 NZの旧刑法59条改正の立法過程

—因果のストーリーと象徴政治の視点からの分析

第1節 第1読会における法案の目的とそれに対する賛成派、反対派の意見

- 1 Bradford議員による法案の目的
- 2 第1読会における法案に対する賛成派の意見
- 3 法案に対する反対派の意見

第2節 特別委員会における法案修正

- 1 国民からの法案への提案
- 2 法案へのCYFと警察による助言
- 3 Borrows議員による修正案

第3節 第2読会における修正案への賛否

- 1 修正法案への賛成意見
- 2 修正法案への反対意見

第4節 全院委員会の法案修正と賛成派と反対派からみた可決された法案趣旨

- 1 全院委員会における法案修正と賛成派・反対派の意見
- 2 Bradford議員とBorrows議員による第3読会で可決された法案への解釈

第5章 NZにおける現行刑法59条の実施状況と影響

第 1 節 警察の実践ガイドライン(Police Practice Guide)

- 1 警察による現行刑法 59 条の解釈
- 2 NZ 警察の家庭内暴力の方針(Police Family Violence Policy)

第 2 節 社会開発省の事務次官から大臣への報告書

- 1 CYF のデータ
- 2 NZ 警察のデータ・その 1
- 3 NZ 警察のデータ・その 2

第 3 節 旧刑法 59 条改正が国民の体罰の容認率に与えた影響

- 1 先行研究からみる体罰の容認率の変化とその要因
- 2 2008 年、2013 年、2018 年の法改正と体罰の容認率に関する調査

終章 本研究の意義と今後の課題

第 1 節 本研究の全体総括

第 2 節 本研究の意義

第 3 節 今後の課題

参考引用文献一覧

初出論文一覧

(2) 論文の内容要旨

日本では、2019 年に児童虐待防止法に親権者による体罰の禁止を明記する法改正が行われた。しかし、2020 年に行われた調査では、回答者の約 8 割が法改正の内容を知らず、体罰の範囲を理解していなかった。つまり、法改正が国民に周知、理解されることにより、国民の間で体罰が容認されないという認識を高めることが、日本における課題である。

一方、ニュージーランド(以下、NZ)では、2007 年に親権者による体罰を禁止するために旧刑法 59 条の改正が行われた。法改正の 1 年後の調査では、約 9 割がこの改正を認知し、約 8 割以上がこの規定を理解していた。そして、法改正が体罰の容認率の減少の一因となった。この改正の法案を上程したのが、緑の党の Sue Bradford 議員であり、法案の趣旨は、親の法的抗弁を廃止することであった。この法的抗弁により、親が子どもに暴行を行なって起訴されても、それが懲罰目的であれば、無罪であると判断された。しかし、法改正以前、多くの国民が体罰を容認していた。この背景から国民の支持を得るため、野党であった国民党は、「軽い体罰をした親が犯罪者になる」と国民の不安をあおり、法案に反対した。また、与党であった労働党も、この点から法改正を躊躇していた。このような劣勢の中、Bradford 議員と協力して、NGO が法改正を求める子どもの権利擁護運動を行っていた。この運動を黎明期から支えたのが、旧刑法 59 条の削除を活動主眼とした EPOCH であり、この団体

によるロビー活動が、Bradford 議員の議員提出法案の一因となった。

そこで、本研究の目的は、旧刑法 59 条の改正過程で、体罰に反対するマイノリティが、容認するマジョリティをどのように説得し法改正を成し遂げたのか、そして、その説得過程で、どのように国民による法改正への認識や理解が進み、体罰に対する認識や定義の変化(体罰の容認率)が生じたのかを明らかにすることである。

それゆえ、本研究では、NZ における親権者による体罰の問題を客観主義アプローチからではなく、構築主義アプローチから分析する。つまり、体罰問題が、人々の主観とは別に、社会構造の矛盾から客観的に存在していると仮定し、実証的にその原因や解決策を探るのが本研究の趣旨ではない。NZ で、体罰が社会問題として構築される過程を明らかにすることが本研究の趣旨である。

そこで、本研究では、社会問題の構築主義アプローチの 1 つである Joel Best の社会問題過程の自然史モデル(以下、社会問題過程)を分析枠組みとして用いた。この社会問題過程は、①クレーム申し立て、②メディア報道、③大衆の反応、④政策形成、⑤社会問題ワーク、⑥政策の影響の 6 段階からなる。第 1 段階では、クレーム申し立て者がクレームを申し立てる。「クレーム」とは他者に対して何が問題であること、解決されるべき問題が存在することを説得しようとする主張であり、試みである。第 2 段階は、メディア報道である。クレーム申し立て者は、自分たちのクレームをより広い受け手の注目を集めるためにメディア報道を求めることが多い。第 3 段階は、クレームへの大衆の反応である。一般大衆はクレーム申し立て者から直接、あるいはメディア報道を通じて間接的にクレームについて知ることになる。大衆の反応を理解するには、世論調査が用いられる。第 4 段階は、政策形成である。ここでは、社会政策により社会のトラブル状態に対処がなされる。もっとも一般的なのは法改正である。第 5 段階は、社会問題ワークである。ここは、警察官、ソーシャル・ワーカーなどの政策の執行権限を持つ人びとが政策を実施する段階である。第 6 段階は、政策の影響である。この段階は、第 1 段階から第 5 段階までの社会問題過程への反応である。

新しい政策を支持する人もいれば、反対する人もいる。反対者が新たなクレームを創出する。しかしながら、NZ の旧刑法 59 条改正の事例を含め現実には、Best の社会問題過程の通りに進むとは限らない。そこで、本研究は、Best の社会問題過程を用いるが、章立てについては、①問題認知の流れ、②政策の流れ、③政治の流れ、が存在し、これらが合流するときに、政策転換が起こりえるという Kingdon の政策の窓モデルを参考にした。それゆえ、第 2 章では、NZ の政治制度、第 3 章では、旧刑法 59 条削除・改正を訴える子どもの権利擁護運動による①クレーム申し立てと、これに対する②メディア報道と③大衆の反応、第 4 章では、立法府における旧刑法 59 条改正の④政策形成の過程を分析した。第 5 章では、現行刑法 59 条の⑤政策の実施と⑥政策の影響を分析した。

ここまで述べてきたとおり、本研究は社会問題の構築主義アプローチから分析を行うので、調査方法は、量的調査ではなく、質的調査である。主として、議事録、WEB ページ、ニュースレター、論文、書籍、新聞などの文献研究を行った。さらに、文献研究により歴史

や事実関係について不明な点は、政策や運動に関わった当事者へのインタビュー調査を行うことにより明らかにした。調査や研究活動を行う際には、立教大学研究活動行動規範、立教大学研究活動行動規範、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針、日本社会福祉学会の研究倫理規程及び研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインに則った。

以下、各章の内容についてである。

第1章では、まず **Best** の社会問題過程が、本研究の分析枠組みとして相応しいことを明らかにした。そこで、第1節では、客観主義アプローチを批判し、生じた構築主義アプローチの歴史的な展開から **Best** の社会問題過程の立場や特徴を明らかにし、本研究の分析枠組みとして、これが適当であることを示した。その上で、第2節では、**Best** の社会問題過程から、マイノリティによるクレームが成功する際に、どの分析枠組みのどの点に着目すればよいか明らかにした。なぜなら、**Best** の社会問題過程は、あらゆるクレーム申し立て者のあらゆるクレームを分析できるよう幅広い事例をもとに構築されているからである。それゆえ、**Best** の社会問題過程から、マイノリティのクレームを分析する暫定的な分析枠組みを、第2章以降の事例研究で用いるために示した。

第2章では、NZ ではいかにしてマイノリティの意見が政策に反映されているのかを明らかにするために、NZ の政治制度を分析した。第1節では、NZ の2大政党である国民党、労働党、小政党である緑の党、マオリ党を、イデオロギー、支持者、政策の視点から分析し、小政党がマイノリティの意見を代弁していることを明らかにした。第2節では、選挙制度改革を中心に新旧制度の相違点を分析し、大政党が政権を握るために、小政党との連立政権を余儀なくされたことを明らかにした。第3節では、立法過程、特に特別委員会と市民主導の国民投票を中心に分析し、NZ では国民が直接政策に関わることができることを明らかにした。第4節では、NZ の旧刑法 59 条改正の事例を、政党、選挙制度、立法過程の視点から分析し、いかにしてニュージーランドではマイノリティの意見が反映されるかを明らかにした。

第3章では、旧刑法 59 条の改正を達成するために、子どもの権利擁護団体である NGO が、どのような運動を行っていたのかをフレーミング分析した。第1節では、子ども委員の事務所の設立背景とその役割を分析し、法改正の運動において NGO の役割が重要になった理由を明らかにした。第2節では、Bradford 議員の法案上程前の NGO の運動内容と、法案上程後の NGO の連携と運動内容について明らかにした。第3節では、EPOCH が彼らの運動に対する Bradford 議員の支持を得るために、どのようなクレームを行ったのかを、診断的フレーミング、動機づけフレーミング、予測的フレーミングの視点から明らかにした。第4節では、法案反対派による対抗フレーミングが世論に与えた影響と、これに基づく賛成派によるフレーム(クレーム)変換を明らかにした。

第4章では、議会が、多くの国民が法案に反対するなか、どのように国民の理解をえて法案を可決させたのかを因果のストーリーと象徴政治の視点から明らかにした。まず、第1節では、第1議会での Bradford 議員による法案の目的を明らかにし、法案に対する賛否両論

の意見を分析した。次に、第 2 節では、国民が法案に直接意見を述べることのできる特別委員会にどのような意見が寄せられ、いかなる法案修正がなされたかを明らかにした。続いて、第 3 節では、法案修正に対する賛成派と反対派の意見を明らかにした。第 4 節では、法案修正ができる最後の段階である全院委員会での法案修正と、賛成派と反対派からみた可決された法案の解釈を明らかにした。これにより、賛成派・反対派どちらの因果のストーリーが国民にとって説得的であったか。また、政治家が国民への説得のために、どのような象徴政治を行っていたかを明らかにした。

第 5 章では、NZ における現行刑法 59 条の実施状況と影響を明らかにした。まず、第 1 節では、NZ でどのように現行の刑法 59 条が実施されているかを、警察の実践ガイドラインと家庭内暴力の指針から明らかにした。そして、第 2 節では、現行刑法 59 条が反対派により懸念されていた悪影響が実際に生じたかを、社会開発省の事務次官の報告書から明らかにした。最後に、第 3 節では、世論調査から体罰の容認率の変化や現行刑法 59 条への国民の意識を明らかにした。

終章では、第 1 節で、第 1 章から第 5 章の議論をまとめ、いかにして体罰に反対するマイノリティが、容認するマジョリティを説得し法改正を成し遂げたのか、そして、その説得過程が法改正の周知・理解と体罰の容認率に影響を与えたことを明らかにした。第 2 節では、本研究の 2 つの示唆を提示した。第一に、本研究から Best の社会問題過程(分析枠組み)への示唆である。NZ では、2007 年の旧刑法 59 条改正以前、多くの国民が体罰を容認し、子どもの権利の権利擁護の視点から体罰を禁止する法改正を求める声は少数派であった。そこで、マイノリティのクレームが成功する社会問題過程の仮説を提案した。まず、ロビー活動などを通して、政策立案者に直接クレームを行うこと。マイノリティの意見を代弁する政治制度の存在が必要であること。次に、クレームが論争型で世論の注目を集める問題を扱う場合、政策立案者は自身の政策が賢明で適切であると、因果のストーリーや象徴政治などのレトリックを用いて世論を説得することなどである。しかしながら、最も大きな役割を担ったのは、マイノリティの意見を反映させる政治制度と対を成す、特別委員会のような民主主義的な制度である。つまり、マイノリティのクレームが取り扱う問題が、社会問題として構築されるには、単にマイノリティのクレーム(意見)が反映される政治制度だけでなく、特別委員会のような国民が政策形成に参加できる民主主義的な制度も存在することが重要である。そして、マイノリティとマジョリティのクレームを調整する役割を担うのが議会(立法府)であるということであった。

第二に、日本における体罰の社会問題過程の課題とこれに対する本件研究からの示唆である。日本における体罰の社会問題過程の課題を立法過程への国民参加の視点から明らかにした。審議会の大きな問題としては、法案の作成に際し、必ずしも審議会の意見を聴く必要はなく、審議会の委員の間に、自分達の意見はどのような形で法案等に反映されるのかが判らないといったことや、必ずしも全員一致の結論を得る必要がないことから、意見集約が薄れたことが指摘される。こうした民主主義的な議論の薄さから法改正の効果は限定的に

なつたと考えられる。

最後に、第3節では本研究の限界と今後の課題について述べた。まず、1次資料の入手の限界についてである。また、インタビューについても子どもの権利擁護の視点から旧刑法59法削除・改正を推し進めた、いわゆる賛成派の人びとに限られた。それゆえ、今後は法改正に反対した議員や **Family First** といった団体のメンバーにもインタビューを行い、本論文を反対派の立場からも、さらに補足する必要がある。次に、マイノリティのクレームが成功する社会問題過程の仮説は、NZの旧刑法59条改正の1つの事例からしか検証されていない。それゆえ、今後、分析的帰納法により、複数の事例からこの仮説を普遍的で客観性のある分析枠組みに再構築していく必要がある。

Ⅱ. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

本研究の特徴としては、以下の5点が指摘できる。

1. ニュージーランドの研究

第一の特徴は、ニュージーランド（以下 NZ）の研究だということである。社会福祉研究においてよく参照され、研究されている国としては、イギリスやアメリカ、フランス、ドイツ、スウェーデンなどが挙げられるが、NZの研究はかなり希少である。しかしながら、NZは1877年に義務教育の無償化、1926年に家族手当制度を世界で初めて導入してきた。また近年では、ファミリー・グループ・カンファレンスなど要保護児童の処遇過程における家族の参画が日本の児童福祉研究でも注目を集めている。さらに、女性の首相を3人も出しており、ジェンダー平等の取り組みの先進地である。したがって、歴史的にも現代的にも社会福祉分野では先駆的な取り組みが積み重ねられてきている。しかしながら、それでも近年のNZの社会福祉研究は全体としてかなり少なく十分に進められているとはいえない状況である。その意味で、本研究は近年のNZの社会福祉研究を扱っている点で特徴的であると考えられる。

2. 児童虐待・体罰に対する研究

第二の特徴は、児童虐待にかかわる体罰に関する研究だということである。児童虐待の問題は近年日本でも大きな問題になっているが、社会福祉研究および実践で主に問題にされているのは、児童虐待に対応する児童相談所や子育て支援センターなど行政、また、保育園や子育て支援をする民間団体の虐待等の対応に関わることに焦点が当たっている。本研究では、NZという国のなかで、そもそも児童虐待の温床になっている体罰に向き合い、その体罰をどう減少させるのかに焦点を当てている。そして、そのなかで、NZの政府や議会、運動団体、国民が体罰にどう取り組んできたのか、法改正を軸に分析を行っている。本研究は、児童虐待や体罰に関する研究であるが、そのアプローチとして法改正そのものが体罰の減少に貢献するという稀有な対策を示唆している。

3. 政策過程の研究

第三の特徴は、体罰禁止にかかわる法改正をとおしてみた政策過程の研究であるということである。NZにおいて体罰を抑制するための刑法の改正がどのように展開したのかを、ジョエル・ベストの社会問題過程を参照にしつつ、日本とはかなり異なるNZの独特な国会の政策決定手続き過程を明らかにするのみならず、そのなかでNGOやメディアなどの関わり、また法改正後の市民の体罰の意識まで広範囲に検討している。本論文の構成をみてもわかるように、本研究の軸は、体罰禁止に関する法律の改正という政策過程を分析することが中心になっている。その意味で、政策過程の研究であるというものは、本研究の重要な特徴として挙げられるものである。

4. アドボカシー・社会運動の研究

第四の特徴は、多数決の議決が求められる NZ の国会での法改正において、マイノリティである児童の権利保障のために NGO が法改正にどのように関わったのか、NGO による児童の権利擁護、アドボカシー、社会運動についても検討を行っていることである。特に、この NGO の運動の中心人物にインタビュー調査も行なっている。日本においても近年、新しい社会運動論が注目されてきているが、こうした NGO の社会運動がどのように NZ において実行されているのか、その意味はどのようなことかを明らかにする研究になっている。

5. ジョエル・ベストの社会問題過程の研究

第五の特徴は、社会学者のジョエル・ベストの社会問題の分析枠組み(自然史モデル)を社会問題過程として提示し、それを参照にして本研究の政策過程の分析枠組みとしている。この分析枠組みを活用することにより、行政学で主に分析される行政・議会内部の政策過程だけでなく、NGO 等の社会運動や市民の意識形成などをも視野にいれた NZ の体罰問題に関わる広い意味での政策過程、つまりは社会問題過程をより分析的に検討することができるようになった。それと同時に、ジョエル・ベストの社会問題の分析枠組みについて、NZ の事例を通してより理論的な検証をすることにもなっていると言える。

(2) 論文の評価

本論文については、公聴会でも指摘されたように、いくつかの課題がある。第一に、本研究では、NZ の親による体罰の問題を、構築主義的アプローチから分析するとされているが、様々なアプローチが考えられるなかで、その構築主義的アプローチをとる必要性や妥当性について批判的な検討が行われていないことである。第二に、ジョエル・ベストの枠組みに執着しすぎており、その枠組みを自分のものにして分析する側面が弱いことである。構築主義アプローチもジョエル・ベストの枠組みも分析のためのツールであり、それらを自分のものにして自ら活用するという批判的なスタンスがより重要であったということである。第三に、構築主義的アプローチをとったということで、本来よりしっかり検討すべき体罰、より広い意味での暴力などの概念が不鮮明のまま論が展開されていることである。第四に、社会福祉学および社会学、行政学など学問分野においてどのような学問上の貢献をしたのかについての説明をもっと深めて言及すべきであったことである。最後に、文章の一部で日本語として主語―述語の関係が不鮮明な部分などが見受けられたことである。

以上の課題は博士論文として評価は減じられる点である。しかしながら、本研究は次の点で博士論文としての体裁を整えており、博士論文として評価されると考える。第一に、ジョエル・ベストや、ベストにつながるキツセとスペクター、その他の社会学の社会問題をみる視点として、主観主義的アプローチの研究の流れを丁寧に追いながら検討し、ジョエル・ベ

ストの社会問題過程の分析手法の必要性を明らかにしていることである。第二に、NZの英語文献、特に著書だけでなく、国会の体罰禁止法に関わる政策論議について国会議事録も含めて読み込んで調査研究をしたことである。第三に、体罰に関わる刑法改正の政策過程において重要な役割を果たした議員やNGOの代表者にも直接のインタビュー調査を実施するなどして、NZの体罰に関わる刑法改正の政策過程の実態の詳細とその影響を明らかにしたことである。このように社会科学分野の博士論文として求められる理論的・文献的検討、実態調査等を行っており、博士論文としての体裁は整えられていると言える。

第四に、先の特徴でも触れたように、本研究をとおして、NZの児童虐待や体罰にかかわる研究そのものが進んでいないこと、また、日本で大きな政策課題になっている児童虐待対策のなかで体罰問題へ注目する必要性があることが見いだされた。そのため、NZの体罰禁止法にかかわる研究をすることは、その研究そのものにオリジナリティがあり、現在、日本において研究する意義も高かったといえる。その意味で、本研究はこの分野において重要な研究成果と言える。第五に、本研究を通して得た成果として、政策論議そのものが大きな影響を与えることを明らかにした。体罰をするのは大人、親であるので、体罰を抑制するには、親の体罰問題への理解が大切である。この点においては、NZの体罰に関わる政策過程のなかで、NGOやメディアが大きく関わることで、体罰に対する市民の認識が高まり、結果的に体罰抑制が進んだ。つまり、政策過程そのものが政策実施や政策の影響において重要な意味を持つことが判明した。このことは社会福祉政策の研究においても、社会福祉政策とは何かを考える重要な問題提起になっているとも言えるだろう。

以上の評価を踏まえ、本研究は、社会福祉研究において非常にオリジナリティの高い調査研究を行い、その知見は特に社会福祉政策およびその政策過程の研究に大きな貢献をしており、今後のこの分野の研究の発展につながるものとして期待される。したがって、本研究は博士の学位にふさわしいものであると評価する。